

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 企業再編税制での事前相談窓口設置

Q : 企業再編税制に関する事前相談窓口が設置されたそうですが、どこに設置されたのでしょうか。

A : 全国の国税局及び沖縄事務所に設置されています。

【解説】

平成13年度の改正により、企業組織再編税制が導入されたことから、国税庁はこれに関する納税者からの相談に対応するため、全国の国税局と沖縄事務所に事前相談窓口を設置しました。

企業組織再編税制においては、税制適格か非適格かによって課税が繰り延べられるか否かが決まるため、納税者にとっては検討中の再編プランが税制適格、非適格のいずれに該当するのかが最大の関心事になっています。

そこで、事前相談窓口では、納税者サイドがプラン化した再編スキームを個別に検討、税制適格か否かを法令要件に照らして判断することになるようです。

ただし、事前相談段階で提出したプランに対して税制適格との判断が下されても、その後確定申告までの間に判断の前提となった事実に変動があった場合は、税制非適格に該当するケースもあり得ます。

また、個別相談ではなく企業組織再編税制についての一般的な照会については、全国の税務署の法人課税部門でも応じています。

